

# 審議のあらまし

## 条例の制定等

◎職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
平成19年5月の地方公務員の子育休等に関する法律の一部改正に伴うものです。

◎職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
主な改正内容は、育児休業等の短時間勤務職員の規定の追加改正です。

◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
地方公務員の子育休等に伴う職員の給与月額等の規定を追加するものです。

◎特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
農業委員会特別職の報酬額区分は、会長および委員職の区分でしたが、会長代理職を加えたものです。この条例は平成20年4月1日から施行されます。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国保において行う特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を定めたものです。

◎健康診査手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
現在実施している各種がん検診や基本健診は、老人保健法に基づいてすべての町民を対象に行っています。今年4月からは高齢者医療確保に関する法律により、現基本健診に代わって、特定健診・保健指導として各保険者の責任で実施します。がん検診は今までと同様、全町民を対象に行います。

◎精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
弟子屈町精神障害者医療費の助成に関する条例中の「母子家庭等」の条

を「ひとり親」に改正したものです。

◎町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について  
へき地保育所の入所児童数の減少

◎職員の懲戒の手續きおよび効果に関する条例の一部改正について  
職員の懲戒手續きおよび効果に規定している条項数に誤りがあったため、改めるものです。

◎釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について  
公平委員会の執務場所を釧路支庁内に置き、釧路町職員1人を選任し事務を執行していますが、公平委員会の経費は各町村財政事情等で人員削減を図る目的から、町村長会議で当分の間、白糠町役場内で事務を執行することとなったので、共同規約の一部改正が生じ、議会の議決を求めたものです。

◎摩周・屈斜路環境にやさしい町づくり寄付条例の制定について  
町の自然環境保全の取り組みに賛同する個人や企業からの寄付金を財源として、摩周湖・屈斜路湖の自然環境を守り、魚資源の適正な保護を町民運動とし、さらに森林造成等の

文を「ひとり親」に改正したものです。

◎町営プール条例の一部を改正する条例の制定について  
運営審議会を統合し、改正後は町スポーツ振興審議会が所管します。

◎青少年会館条例の一部を改正する条例の制定について  
運営審議会を統合し、町スポーツ振興審議会が所管し、答申等の措置を行います。

◎文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について  
文化財保護条例の第4条に「文化財保管施設等の管理運営」を追加し、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館や郷土資料収蔵庫「てしかがの蔵」等の施設管理運営に対しても審議するよう措置改正しました。

◎屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について  
運営委員会を「文化財専門委員」が所掌する内容に改正されました。

## 第50号 町議会だより

# 第1回定例会

第1回定例会は、3月4日に招集され7日までの4日間の会期で行われました。議事日程により諸般報告(議長)、行政報告(町長)、条例等の制定24件および廃止1件、人事案件2件、損害賠償1件、道路路線廃止および認定、発議案(議会委員会条例制定)、平成19年度各会計補正予算6件、平成20年度町政執行方針(町長)、教育行政方針(教育長)、一般質問(6人14問)、平成20年度各会計予算8件、「森林と共生するまち」宣言、財産の取得、意見書案1件を審議し、原案のとおり可決しました。

平成20年度町政執行方針(町長)ならびに教育行政方針(教育長)の説明、一般会計ほか7会計の予算編成内容と主な事務事業、「森林と共生するまち」宣言については「広報てしかが」4月号に掲載されましたので省略します。

活動を源とし、次の世代につながるやさしい町づくりのため制定するものです。

◎食育推進会議条例の制定について  
食育基本法により「弟子屈町食育推進計画」を策定し、事業を実施、推進するため「推進会議」の組織を委員20人以内で組織し、促進するものです。

◎消費生活等の事務の一部委託に関する協議について  
地方自治法の規定によって、消費生活相談等の事務の一部を釧路市に委託するための協議の前提として、地方公共団体の議会の議決を必要とするものです。

◎手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
鳥獣の保護および狩猟の適正化に

関する法律改正に伴い、鳥獣飼育の「許可証」を「登録証」に改正するものです。手数料には変更は生じません。

◎重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
平成20年4月から、根拠法令が

「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更となることに伴い、町条例の文言等を改めるものです。

◎乳幼児医療助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
平成20年4月から関連法が変更となることから、町条例の一部を改正するものです。

◎老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
北海道医療給付事業に基づく老人医療費の助成は、平成16年度から年齢制限を設けて緩和措置を実施してきましたが、平成20年3月31日をもって廃止することから、町条例も附則を改正して効力を失わせるものです。

◎後期高齢者医療に関する条例の制定について  
現行の老人保健制度に代わり、平成20年4月から開始する「後期高齢者医療制度」については、法令および北海道後期高齢者医療広域連合条例に基づくほか、町が行う事務等について新たに定めた条例です。

◎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について



により、運営していた屈斜路保育所を3月31日をもって閉鎖し、4月からは「おひさま保育園」へ送迎するため、へき地保育所条例を廃止するものです。

### ◎児童館条例の一部を改正する条例の制定について

児童館として活用している「東部児童館」「すずらんヶ丘児童館」について、子ども育成支援をさらに拡大するため、放課後児童健全育成事業の目的を適応させ、放課後児童クラブが利用できる施設「こども館」として開設する改正を行いました。

### ◎こども館条例の制定について

児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成を助長するため「こども館」を設置しました。

●こども館の名称と位置

東部こども館Ⅱ中央3丁目43番16号  
すずらんこども館Ⅱ鈴蘭4丁目8番63号

## 人事案件

### ◎人権擁護委員の推薦について

住所 字南弟子屈本通2番地

氏名 小澤修子氏

### ◎固定資産評価審査委員会委員の選出について

住所 摩周1丁目2番15号  
氏名 大崎忠明氏

## 損害賠償

### ◎本件は、地方自治法の規定に基づき議会の議決を得る案件です。

平成20年1月7日午前10時40分ころ、老人ホーム倅和園入所者の通院のため、職員が運転し、町道踏別下踏別線を摩周厚生病院に向け走行中のワゴン車が、桜丘1丁目2番付近において、路面凍結によりスリップし、制御不能となった車が左側の歩道に乗り上げ街路灯に正面から衝突、反動で車が横転する事故を起こし、入所者4人を負傷させたもので、これに係る治療費等の損害を賠償するものです。

### ●損害賠償額合計

151万1千730円

- 車両運転職員は戒告処分
- 管理監督者である上司3人は、文書により厳重注意処分を行い、交通事故防止、安全運転の徹底について周知をした。

## 道路認定等

### ◎「町道路線の廃止」ならびに「町道路線の認定」について

- 廃止路線は2路線で、認定路線は6路線です。
- 廃止路線Ⅱ路線番号413弟子屈原野50線および路線番号620屈斜路和琴1号線の両路線とも路線延長により、終点変更が生じたので、いったん廃止する。
- 認定路線Ⅱ「朝日3丁目通り線」「美留和東3号線」「屈斜路古丹上3号線」「跡佐登74線」の4路線は、生活連絡および産業道路として利用されているので、町道として認定しました。

## 発議案件

### ◎議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成19年度第4回定例会で町事務分掌の条例改正が議決されたことに伴う改正です。

- 議会総務常任委員会Ⅱ行政改革推進室を削除する。
- 議会文教厚生常任委員会Ⅱ環境対策課および児童課を削除し、こども

## 財産取得

### ◎財産の取得について

今回取得する財産は旧国立弟子屈病院跡地で、取得については地方自治法の規定に基づき、議会の議決の必要な不動産もしくは動産です。

- 取得目的Ⅱ一部河川用地を含む公園用地として取得する。
- 現所有者  
東京都目黒区東が丘2丁目5番21号  
独立行政法人 国立病院機構  
理事長 矢崎義雄氏
- 土地の所在  
湯の島2丁目120番30・18  
4・202・203

- 取得面積  
1万2千253.32平方メートル
- 取得金額  
3千124万5千966円

## 意見書

### ◎脳脊髄(せきずい)液減少症の研究

# 平成19年度各会計補正予算

### 究・治療等の推進を求める意見書について

脳脊髄液減少症は、交通事故・スポーツ傷害・落下事故・暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛・首や背中への痛み・目まい・吐き気・視力低下・耳鳴り・思考力低下・

うつ病状・睡眠障害・極端な全身倦怠(けんたい)感・疲労感などのさまざまな症状が、複合的に発症する病気です。難治性の高い病気であるため、特定されない場合が多く、実態調査を行い支援体制を確立するため、衆参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出するものです。

### ◎一般会計補正予算(第7号)

歳入・歳出予算の総額に2千940万9千円を追加し、66億5千466万2千円としました。

歳入では、寄付金をはじめ各歳入への最終確定分を、歳出については、国民健康保険特別会計への繰出や基金積み立て、各事務事業の確定に伴う不用削減分を計上したものです。

### ◎国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入・歳出予算の総額に4千377万4千円を追加し、12億6千710万4千円としました。

歳入では、国および道の補助金、交付金の確定を見込み計上、歳出では、医療費の不足見込み分と特定健診の準備経費を計上したものです。

### ◎老人保健特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出予算の総額から4千874万3千円を減額し、10億6千980万9千円としました。

老人医療費の減額により、医療給付費等の補正を行ったものです。

### ◎介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出予算の総額に1千461万2千円を追加し、6億907万5千円としました。

保険給付費の実績を勘案し、伸びが予想される予算の補正です。

### ◎下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入・歳出予算の総額から90万円を減額し、6億4千397万6千円としました。

歳出では、浄化センター管理業務の減額、歳入では、受益者負担金・下水道使用料の増額、町債精査による減額です。

### ◎水道事業特別会計補正予算(第2号)

主な内容は「資本的収入および支出」の補正です。  
資本的収入は260万円の減額補正で、補正後の総額は1億1千67万円です。資本的支出は2千797万6千円の増額補正で、補正後の総額は2億1千825万円です。

# 平成19年度各会計補正予算総括質疑

## 福祉灯油の申請方法の改善

**問** 対象者が高齢であり、交通の手段がない方もいるので、民生委員も含めて代理申請を認めてはどうか。

**答** 家族であれば代理申請は認めるが、民生委員については灯油購入券も含めて検討する。

## 下水道事業の進捗(しんちよく)状況

**問** 下水道工事は計画通り進み、手直し等はなかったのか。

**答** 副町長が管理者になれるのか、精査・検討する。

## 水道事業の決裁権

**問** 水道事業に対して、副町長に決裁権はあるのか。

**答** 副町長が管理者になれるのか、精査・検討する。

# 平成20年度各会計予算総括

## 観光振興プラン作成について

**問** 過去に本町で「摩周レクリエーション村構想」など、いろいろな観光振興に係る報告書を作成してきたが、その検証をしていない。

平成6年に景観形成についてもプラン作成しているので、これらの資料を活用した上で進めてはどうか。

**答** 平成8年に景観ガイドプラン、11年には景観形成を作成している、これを参考にして新

**答** 特別養護で9人が夜勤に入っている。

## 指導室長の配置状況

**問** 道内における指導室長の配置状況はどうなっているか。

**答** 江差町を含めて11の自治体で配置している。

## 教員住宅の管理状況

**問** 教員住宅の空き家状況と管理状況はどうなっているか。

**答** 75戸保有していて、入居戸数56戸、空き家19戸。空き家のうち、大規模修繕が必要なものが5戸、小規模修繕が必要なものが8戸、入居可能は6戸である。

## 職員等住宅の管理状況

**問** 職員住宅の管理状況はどうなっているか。

**答** 職員住宅は9戸である。4月1日からの入居者を含めても、1戸が空いている状態のため、計画的に整備していきたい。

**答** 推進工法は地盤を抜き打ちで行うので、現地の地質上の問題で設計変更を行い、工期が延びた例がある。

**問** 設計変更に係る調査は、どの業者で行ったのか。

**答** 町直営で行った。

## 水道事業の決裁権

**問** 水道事業に対して、副町長に決裁権はあるのか。

**答** 副町長が管理者になれるのか、精査・検討する。

平成6年に景観形成についてもプラン作成しているので、これらの資料を活用した上で進めてはどうか。

平成8年に景観ガイドプラン、11年には景観形成を作成している、これを参考にして新

## 光通信の使用開始

**問** 光通信はいつから使用できるのか。

**答** 平成20年10月ころ実施予定である。

## 学校改善プランについて

**問** 学校改善プランの考え方はどのようなになっているか。

**答** 学校改善プランを策定中で、4月には公表したい。

## 高齢者に対する情報提供

**問** 高齢者向けのパンフレット作成など、情報提供を考えているか。

**答** 高齢者を含めて、目を通してただけで理解できるようにパンフレット等を作成したい。

## 生涯学習体制の推進

**問** 各課横断的に推進していく人材バンク(登録制)の形を取っていたが、何件の活用があった

たに景観条例等を進めていきたい。小磯教授、山田観光カリスマ両氏においては、環境と観光の共生および観光の実践例などに区分けをし、1年かけて作りあげていきたい。

## 文化センターの運営変更

**問** 文化センターが新年度から町直営になるが、なぜ法人格で社会的責任がある観光協会が一方的にやめると言ってきたのか、その顛末を伺う。

**答** 3月3日の臨時総会を経て、辞退の申し出があった。指定管理者の取り消しについては、議会の議決はいらぬが告示が必要となる。観光協会からは、4年間の期間中で3年間運営してきたが、職員の育成と人材確保が難しく、円滑な管理運営が困難なため、契約期間を1年残して辞退したい旨の申し出があった。

**問** 契約期間を残して放り出すのは無責任ではないか。

**答** 観光協会の三役とも話をしたが、組織をまとめられぬ観光協会には施設を任せられぬ

のか。人材をいかに活用するのが問題だが、場所の確保も必要になると思うがどうか。

**答** 生涯学習推進本部の強化を進めるとともに見直しを図る。公民館分館と連携して進めていく。

## 自治会の入会等について

**問** 37自治会の入会率はどれくらいか。

**答** 3千990世帯に対して、3千200世帯が加入している。未加入世帯については、希望があれば広報紙を郵送しているが、町民課と連携を取って自治会の加入について働きかけていきたい。

## 肺炎患者に対する支援

**問** 肺炎は全国で4番目の死亡率だが、65歳以上に限ってはトップである。中標津町ではワクチン9千円に対して補助金を出しているが、本町においてはどのように考えているか。

**答** その件について熟知していない。調査・確認し、検討する。

い。今回は応急処置的に、町で直営していかねばならない。観光協会一本化の中で観光に力をいれていくということなので今回は大目に見るが、今回のことはおわびするともに、申し訳なく思っている。

## 税収の見通しについて

**問** 税収が減ってきているが、今後の見通しは。

**答** 所得税から住民税にシフトし、算出的には相殺となったが、地域経済に左右されるという部分にはかけていたのではないかと思う。平成18年度においては、給与所得および事業所得においても伸びるところまではいっていない。19年度においても原油価格高騰で、農産物分においては予算の確保が厳しい。前年度を大幅に下回ると思われる。観光客の入り込みが落ちてきているので、入湯税・たばこ税が18%落ち込んでいる。

## 臨時職員の夜勤回数

**問** 倅和園の臨時職員で、夜勤に入っている人数は。

## 後期高齢者医療制度の内容

**問** 事務はどういう流れになるのか、分かりやすく説明してほしい。

**答** 決算は広域連合で行う。町の事務については、一般会計で予算計上し、保険年金係が担当する。

## 温泉事業会計の基金

**問** 基金はどれくらいあるか。

**答** 9千642万円である。

## 温泉分析の方法

**問** 温泉の分析はどのようになっているか。

**答** 平成19年4月25日に温泉法が改正され、1年ごとに分析表を保健所に提出することになった。また年1回、町の泉源使用者が利用報告書を提出している。

## 老人保健特別会計の出納閉鎖

**問** この事業は出納閉鎖までに終了するののか。

**答** 返還金・過誤調整金があるの  
で、3年間は特別会計を維持する予定である。

## 一般質問

議員 義雄 小川

### 食の安全・安心と食糧自給率の向上について

**問** 中国冷凍ギョーザ等から人体に悪影響を与える残留農薬が検出されたことは、日本の検査体制の弱さと、食料自給率39%を下回っているところにも問題がある。

- 食材の調達現状Ⅱ加工食品と調理食材の割合と北海道給食会調達の現状
- 食材の安全確認方法、消費期限と在庫確認
- 学校給食の安心・安全を一層確保するための方策と対策
- 地産地消に向けた食材確保

教育長答弁

**答** 本町の教育センター食材調達、町内8社・町外7社・北海道学校給食会を含めて16社である。学校給食会購入食材は全体の35%で、小麦・牛乳・米等となっている。

センターでは、食材受け入れの段階から北海道学校給食衛生管理基準を踏まえ、町の調理管理マニュアルに従って行っている。特に野菜類は、泥や虫の混入を防ぐために3回の流水処理を、あえ物野菜は一度加熱処理をして細菌の残存に注意を払っている。消費期限のチェックは、納入の際に納品書に表示し、期限の迫った食材は使用しない。在庫の確認は、調味料・缶詰・米等限られたものであり、日ごろから確認している。それ以外

## 美留和井戸掘削予定地は

**問** 美留和井戸掘削は予算計上されたが、現在使用している井戸からどちらの方向を計画しているののか。

**答** 峰田さん側200m前後のところに予定している。

- ① 倅和園・保育所・学校給食センターにおける国内・国外別生鮮野菜・果物・魚介類・冷凍加工食品の総額と割合状況は。
- ② 冷凍加工食品は、原産地表示されているもの、検査され安全性が確認されているものに限るべきではないか。
- ③ 北海道学校給食会に検査体制強化を要望するべきかどうか。



おいしくて安全な給食のため

の食材は、使用する当日に配達することとしている。

安心・安全の対策と方策は、給食の安全マニュアルに従って、日常的に衛生管理に努めている。職員には、毎朝の朝礼で体調を確認するとともに、家族の健康状態も調査している。また月2回、病原性大腸菌・サルモネラ菌・腸炎ビブリ菌・赤痢菌等の検査を実施している。またセンター長を含め3人体制で全体の検査を実施、学校でも児童・生徒が食べる前に、校長・教頭による検査を行い、報告書を出させている。

### レジ袋削減対策について

**問** レジ袋削減対策は、地域環境保全や地球温暖化対策として重要である。全国的な取り組みとして「ノー・レジ袋デー」「エコバッグ運動」「ポイント制」「有償性」等々が話題を呼んでいる。本町として平成18年度「てしかが環境対策検討委員会」を立ち上げ、議論されたものと考えるが、実効性が感じられないのが残念である。レジ袋削減には、行政がどのように指導性を発揮するかが大きな推進力となり得る。レジ袋削減に向けた計

以上3点について伺う。

副町長答弁

- ① 倅和園は国内94%・国外6%、保育所は国内88%・国外12%、学校給食センターは国内93%・国外7%である。
- ② 輸入食品の使用は自粛しており、独自に道立衛生研究所で試行的に検査できるか内部協議をしていく。
- ③ 教育委員会として北海道学校給食会に対し、残留農薬の検査を道立衛生研究所・保健所に依頼するよう要望を上げる。

**問** 異常ともいえるガソリン等の大幅な値上げにより、役場が購入する4品目合計の総額は、平成19年度と20年度予算を比較した場合、いくら負担増になるののか。

全道的に見ても、輸送距離に関係なく価格差が縮小されている。契約方法、配達される油種と量、他町村の単価購入金額も勘案し、経費削減に取り組むべきだと思うが、所見を伺う。

副町長答弁

**答** 各油種の値上げにより、19年度と比較した場合1千548万4千円の負担増である。4月1日

画性の展望と「てしかが環境対策検討委員会」の実効性を高める方向性を伺う。

副町長答弁

**答** レジ袋削減については、消費者・事業者・行政が一体となって、協働で取り組むことが必要である。他の自治体では、レジ袋削減推進協議会やマイ・バッグ持参運動推進協議会等の組織を設置して実施しているという。町が積極的にかかわってどのような体制で推進すればいいのか、どのような展開が可能なのかを十分議論し、検討している。他の自治体で実施している協議会的なもの設置も考えたい。4月から町の組織も新しくなることから、その中で計画性を持って推進したい。

「てしかが環境対策検討委員会」は平成17年に設置した諮問機関である。18年度は「てしかが環境基本計画」の素案について諮問し、現在



レジ袋削減を視野に

からの購入については、1円でも安い単価になるよう契約方法や、タンクローリー1台分入る施設等も含めて、内部で十分調査・検討して対応していく。

議員 忠良

### 学校給食の食材調達とその安全性の確保について

**問** わが国の食料環境は、外国産食材に頼らざるを得ないのが事実である。しかし外国食材は、強農薬使用や遺伝子組み換え、BSE等々、安全性の問題が指摘されている。中国産ギョーザの問題は、人命にかかわる食事件である。一方、北海道学校給食会では、異臭のする中国産マッシュルームを製造元から情報を得ながら納品し、食した児童が腹痛を訴える問題が発生している。行政の「食の安心・安全」に対する認識の甘さ、「危

最終取りまとめに入っているところである。素案にはレジ袋の削減も含まれている。環境に対する具体的取り組みに一貫性がないとの指摘だが、環境対策検討委員会において最終取りまとめに入っている「環境基本計画」に基づいて推進する予定になっている。

議員 山田

### 景観条例について

**問** 条例制定に向けた取り組みが環境対策検討委員会「てしかが環境対策検討委員会」での進捗状況を伺いたい。

町長答弁

**答** 平成18年3月に弟子屈町環境基本条例を制定したことを受けて、条例の具体化を目的に現在、弟子屈町環境基本計画を策定しているところである。景観条例につ



高校存続のため総合的な支援を

いては「てしかが環境対策検討委員会」で環境基本計画素案を検討する中で触れたところである。その際、制限や勧告等が及ばない宣言・啓蒙的な条例と、国の景観法委任条例について説明し検討したが、どのような形態が適当かも含めて、環境基本計画策定後における検討課題として受け止めている。道が策定を検討している景観計画には、弟子屈町の全域が含まれており、本年10月から行為の制限等も含めて順次適用される予定である。

環境対策について

**問** 摩周湖環境対策車輛規制の、現時点における将来の施策を伺いたい。併せて組織・機構上、自然保護・環境保全対策部門を縮小・分散化する理由を伺いたい。

**答** 町長答弁 全国屈指の知名度を誇る摩周湖を中心とした自然環境を守りながら、知己的な観光振興を図ろうというものであり、自然環境と観光、地域社会が共生できるまちづくりを目指していきたい。組織機構の見直しは、第5次行政改革の柱の一つとして、現在の

**答** 教育長答弁 ご指摘のとおり、弟子屈高校ではあらゆる面で努力され、立派な成績を収めていることは承知している。今後も町として、総合的支援は行っていきたい。料理に優秀な作品を出されることも、昨年同様承知しており、機会があればぜひ広く町民に紹介したいと思う。学校とも密なる連携を取り、さらに町民から愛されるよう努力していく所存である。

環境対策課環境係の業務を企画財政課に、衛生係の業務は町民課に統合するものである。今日、環境問題が大きく取り上げられ、本町も摩周湖の環境保全など、企画財政課が中心となって進めており、環境施策を一体化させた中で今後のまちづくりを図っていく必要があると判断した。衛生業務については、自治会や町民活動、総合的窓口が町民課であり、ごみ処理業務など日常的で町民とのかかわりが強い業務を統合することで、町民サービスの向上が図られると考えている。

淳議員 一般質問

和田

北海道洞爺湖サミットにおける弟子屈町のアピールについて

**問** 7月に開催される洞爺湖サミットについては、国、道はもちろん、ほか関連機関を挙げ

清子議員 一般質問

池上

地域自然環境保全について



摩周湖周辺の立ち枯れ

**問** 本町の観光資源である温泉保護と大自然の環境保全への対応だが、摩周湖周辺の森、林業、植物の枯渇化が進んでいるという推測があり、これによって地域の水位に影響が出ているのではないかとというニュースを耳にする。地元温泉の源泉湧出量と、上水道、



例年たくさんさんの協力が得られるクリーンウォーク

て受け入れ準備をしているが、開催地のみならず近隣市町村にも与えられるメリツトは大きいと思う。今回の主要議題は「地球温暖化対策」となっており「環境問題」が議論されると思われる。本町においては、摩周湖の環境保全とともに全町の環境対策を実践しており、それなりに評価されていると思う。今回のサミットにおいて何らかの形で、弟子屈町あるいは摩周湖をアピールできないものか。もし単独で無理な場合は、道東圏等一丸となって。本町の日ごろにおける環境啓蒙活動に加え、サミット前にさらに注目されるような行事を計画してはどうか。

**答** 町長答弁 本町は日ごろから環境対策には全力を挙げ取り組んでいるが、これを機に例年実施している植樹やクリーンウォーク等の行事のほかに、新しい環境問題について検

農業用水の現況について伺う。

**答** 町長答弁 町独自の源泉湧出量の調査はしていないが、道立地質研究所でエネルギー資源調査を行っていると。平成11年度報告によると、弟子屈温泉については水位低下、泉温低下が顕著に現れ、資源の衰退、枯渇化が確認されている。川湯温泉では、源泉湯量の増加に伴う水位低下、泉温低下があるが、温泉湧出に伴う放出熱量は増加している。町管理の和琴源泉湧出量の昨年の調査結果によると、以前は毎分410㍓の湧出量だったが、現在は毎分300㍓に低下している。和琴源泉以外はすべて動力湯のため、正確な湧出量は分からない。

弟子屈町の水道は上水道1地区、簡易水道3地区、現在3千121戸に、1日平均2千290立方㍓の水道を供給している。

農業用水道、専用水道は、河川の表流水、湧水から取水している。現在利用している水源には、水量の変化の兆候は見られていない。

**問** 町が誇る摩周湖は、地球環境を知るための大切な湖とし

討したい。世界的に環境問題が取り上げられる今日、本町も摩周湖の環境保全をはじめ、あらゆる点で積極的に取り進めていきたい。

弟子屈高校への総合的な継続支援について

**問** 本町としての弟子屈高校に対する支援協力は、存続運動以後も継続的に行われていることは十分に承知している。学校側もその意に答えるがごとく、今年も1月中旬には早くも進学、就職共に100%の決定を見たことは、学生や父兄の安堵はもちろん、町民もうれしいと同時に誇りに思う。弟子屈高校には7つのスポーツ部と4つの文化系クラブがあるようだが「クッキングクラブ」女子生徒の作品が、釧路管内料理選手権高校の部で大変な評価を受けたことが2月に報道された。昨年も同様の記事が出ていた。その料理を学校給食や団体の食事の一部に単発的にでも取り入れたらどうか。こういったことも、学校と地域を結ぶものになるのではないか。また将来的にどんな特色を備えた学校を目指すのか、町としても日ごろから総合的な支援を継続してい

て、世界的に多くの機関から長期にモニタリングされ、膨大な資料がある。これらを活用し、世界に通じる地域の宝物保全に、全町挙げての対応をしていただけないか。

**答** 町長答弁 環境保全は世界的な問題である。さまざまな提案、提起を謙虚に受け止め、宇宙船地球号の一員として地球全体と連携する形で、昔自分たちが知っていた自然への回復、またそのように環境を守りながらも、生業が生かされ、地域が活性化していけるように考えていく。

嗣雄議員 一般質問

坪井

町活性化と企業誘致について

**問** ①ここ数年、町内の商工業者、農業者、建設土木業界、観光業者等は、いずれも大きく落ち込んでいる。町がこの各業界に対して把

握している実態と、将来展望を示してもらいたい。

② 町民各層が働く場所をつくるには、新しい企業誘致、農業政策、時代に合った加工販売施設の新設等、町がこれらの事業に業界と共に取り組む必要があると思う。考えを伺う。

**答** 町長答弁

各業種とも仕事量が減り、本町の雇用状態が悪くなっている。各業種とも、現状の体制から今の時代に合わせて自立の道を考え、示してもらい、町も行政で応援できる道を考えたい。新たな企業誘致についても、現在ある企業誘致条例を有効に活用し活性化に取り組みたい。

**NPO法人、ボランティアとの協働について**

**問** 弟子屈町において地域活動している「特定非営利活動法人(NPO)」との協議について、現在どのような実態か。また町との協働について、今後の方向付けと考え方を伺う。本町のNPO摩周の里は、屈斜路池の湯の清掃等、道内の広報紙に活動が紹介され、今年から摩周

山麓の立ち枯れの多いクマザサの山並みの一部に、試験林を計画し山林を再生したいとしている。この計画には、林野庁、環境省等の許可、協力がなければ実施できないが、町は協力し得るか伺う。

**答** 副町長答弁

特定非営利活動法人(NPO)は3団体あり、2団体が活動をしている。こうした団体やボランティア団体と連携を取り、協力できるものは日々協働している。摩周の里は池の湯清掃等の実績があり、摩周の山野森林再生の計画については、場所や面積等の計画書が出されれば、でき得る協力をしたい。

**町の財政について**

**問**

ここ数年の交付税の削減、公共事業の縮小で、町民が財政の厳しさを日々感じている。平成16年度から19年度の新しい計画を立てる予算を確認すると、別表のようになる。予算額において大きな差はなく、町民はこの数字を見てどう考えるか、町理事者はこの予算の推移をどう説明するのか伺う。道内各地における破たん危機を訴えている町村の姿とは

大きく違う。実態を掘り下げて確認し、時代に合った役場の改革が必要だと思う。職員と定数外職員、臨時職員、同じ業務をしながらあまりにも大きな開きがあり、改善の必要があると思う。町民に対しては、財源不足ということで負担をお願いしながら現状を進めているが、ここ数年地方交付税は35億5千万円を町長、教育長はどう理解しているか伺う。

■別表

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般会計				
水道会計				
特別会計				
計	10,711	10,102	10,292	10,283

**答** 町長答弁

弟子屈町は管内でも1、2の厳しい財政となっていたが、ここ数年、町民の協力を得て改革に努めてきたので、現在は正常な形にすることができた。今後、内部行政改革を進め新規事業に取り組める体制にしたい。

**答** 町長答弁

最近の輸入食料品等の問題もあり、本町で生産される農畜産品はこれからの時代、日の目を見たいと思う。姉妹都市である旧東市来町の道の駅のように、地域のお年寄りが自分で生産した食品を店頭と並べ、日々のお客さんとの対話の中で、金額よりも健康になったことの方がうれしいと喜ばれる実績を見て、わが町も、生産したものが町民の食卓に並ぶことができるような道の駅の整備も考えている。現在、若い人たちによる乳製品の加工、販売施設の計画もあるが、企業誘致の基準額が大きいので適応できるか検討中である。



12月に行われた第4回定例議会の坪井副議員の一般質問について、2月の町議会によりに掲載しなかったため、次のとおり掲載します。

**第5次弟子屈町行政改革大綱案について**

**問** ① 倭和園、保育所の民間委託の方向性は示されたが、姿が見えない。  
② 組織機構案を見ると、課の集約をもう少し進めるべきだと思う

**答** 教育長答弁  
職員体制について指摘があったが、当面現状を維持したいと考えているが、体制を考え改善の道を検討する。

**摩周・屈斜路・硫黄山の自然保護について**



年間を通じてたくさんの観光客が訪れる屈斜路湖

**問**

① 本町3つの観光地と、それを取り巻く自然環境保護を、町長がことあるごとに町民に呼び掛け、次の世代にこの自然をしっかりと守り引き継いでいかなければならないと提唱しているが、その成果と実情をどうとらえているか伺う。  
② 屈斜路湖周辺100鈔を超える

がいかがか。町民の立場に立つと、機構が複雑で不便解消にかけると、施設を一つの課で統一して管理する体制をなぜ取れないのか。建築するときの課がバラバラに管理利用体系を取っていることに問題がある。町の行政内容も大きく様変わりしている現状を踏まえ、まとめの改革が必要と思われる。

**答** 町長答弁

倭和園の民営化については老人福祉法の改正案が国会で可決され、医療法人であるJA厚生連による特別養護老人ホームの運営が可能となったので、今後さらにJA北海道厚生連と具体的な詰めを行っていききたい。保育所の民営化についても、民営化に向け各種検討を進めているのでご理解願いたい。

組織機構の見直しについては、見直し、検討を行う過程で、現状の姿を十分に検証しながら議論されたところである。指摘いただいた各所管施設の集約化についても、先に開催していただいた議員協議会での意見も参考にしながら集約化する方向のため、ご理解いただきたい。

**本町の農畜産業と商工観光業について**

**問**

最近、日自給率と海外輸入食料品が大きくなって。この時代と将来の食料流通には、自然豊かな環境と土壌を最大限に生かし、農民、農協が一体となり新しい生産体制をつくる必要があると思う、農協組合長を経験した町長でなければできない、新しい食料基地づくりを考えてはいかがか伺う。



弟子屈らしい道の駅に

他の地域の道の駅のように、本町の道の駅を整備し、新鮮な農産物を1団体に任せるのではなく、生産者、加工者、商業者が参加して、生産者や加工者の顔が見える販売を実施してはどうか。町長7年の経験を生かし発信してはどうか伺う。

大自然林の喪失は、町の提唱に大きく背くものである。この2、3年、町内各地で森林が伐採されている。伐採時に植林計画を添えて許可を得ているが、その約束が守られていないように見える。実態を伺いたい。

**答** 町長答弁

本町は、屈斜路湖、硫黄山、摩周湖と3つの大きな自然財産があり、これを守り次の世代に引き継いでいく大きな使命があるが、残念ながら屈斜路湖周辺の違法伐採を防ぐことができず、町民に心からおわびを申し上げ、二度とこのようなことが起きないように体制強化したところである。今後、町内における伐採等はより厳しく監視し、町有林、民有林等の植林を進めるよう、森林組

教育行政について

**問** 今回、全国で行われた小・中学校の学力テストについて、本町の実態を伺う。自然豊かな本町において、学力だけにとどまらず、地域や環境をクローズアップさせた心豊かな青少年の育成が望まれると思うが、教育長の考えを伺う。

**答** 教育長答弁  
結果の数値による公表は行わないが、調査結果の分析等については、今後「学校改善プラン」を策定する中で明らかにしていく予定である。教科や「総合的な学習の時間」等で、地域の素材や特性を生かした学習を進め「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を持った子どもたちの育成を目指している。今後、町内幼児、小・中学生、高校生が身近な自然環境を考え体験する「ふるさとを創る体験学習・クリーントッチ」をはじめ「学校版ISO」など、新しい環境に配慮した取り組みにも着手する予定である。

**問** 通学区域の指定はいろいろと定めがあると思うが、教育長の考えと現状規定の内容を伺う。

は、他町の焼却ごみの受け入れも可能と聞いているので、今後種々の課題を検討し、20年度中には方向性を示していきたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

議員の兼業禁止について

**問** 我々現職議員は、次の議会改選期からは定数12人となる。地方自治法第92条2項に議員兼業禁止条文が定められている。

- 1 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者およびその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行者もしくはこれに準ずべき者、支配人および清算人たることをできない。
- 2 (要旨)本条は、議員が個人として地方公共団体に対し、主として請負をする法人の役員になることを禁止したものである。議会運営の公正を保障する趣旨による。議員が本条の規定に該当したときは議員の職を失うことになり、その判断は議会

教育長答弁

本町は小学校で6つの通学区域、中学校で2つの通学区域があり、それぞれ通学区域を指定している。通学区域の見直しは、小規模校が統廃合に追い込まれるような事態に発展することが十分に予想されるため、特に慎重に取り扱う必要があると考えている。例え小規模校であっても、地域にとつてはかけがえのない学習の場でありシンボルである。当面は現状の通学区域を維持していく考えであるので、ご理解いただきたい。

弟子屈振興公社について

**問** 前回2回にわたり一般質問を出したが、議会運営委員会において却下されたので法令、条例、自治法等を勉強したが理解できない。公社は町が45%出資している団体だが、内容を尋ねられても答えられる資料がない。情報公開が一番大切な時代に、町が出資している公社の内容を知ることができないのは誠に遺憾である。このような問題の解決には、町が51パーセントの出資者になることが近道だと思う。増資し、それを町が受け入れることにより、議会において法的にも何の障害もなく

が行う。

本町においては、当然議会において精査する内容であるが、確認のため理事者に伺う。

町長答弁

兼業禁止については、過去の裁判での判例があり、それによって若干の判断はできるが、実際に兼業禁止の規定に抵触するかしないかは、個々の具体的なケースに即した判断が必要であると承知している。明らかに兼業禁止の規定に該当する事実関係を有するときは、地方自治法の規定に基づき議会が決定するものと認識している。ご理解をお願いしたい。

本町の財政状況について

**問** 町長2期目最後の町予算となるが、過去7回の町政は国の交付税削減により、新しい事業の展開は難しかったが、町長の活性化の政策に町民が期待している。予算編成に向けて町長の抱負を伺う。

**答** 町長答弁  
現在町では第5次の行財政

内容が示され、町民に内容公開ができるようになる。町長の考えを伺う。

町長答弁

出資割合については、当時、商工会や行政、議会などが幾度となく慎重に議論と協議を重ねた結果、最終的にこのような形になったと伺っている。このような経緯、経過であるため、今直ちに持ち株比率について変化が必要とは思えない。社会の変革や経済情勢の推移を見極めながら対応していくので、ご理解をお願いしたい。



美留和一般廃棄物処理場

情報公開についてであるが、決算内容については北海道新聞に掲載し広く公表されている。今後はインターネットなどを活用しての公表も、株主として提案、相談していきたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

美留和の焼却施設について

**問** 本町のごみ収集・分別費用は5千万円、修理費や燃料費、電気代、車と重機の燃料費5千万円と、年間1億5千万円を超える費用がかかっている。1日41万円の処理

町長答弁

美留和の廃棄物処理施設は平成9年9月に稼働し、10年経過したところである。廃棄物処理施設の広域化が全国的に進められてきている中、弟子屈・標茶・厚岸・浜中の4町で次期焼却施設についての協議を進めているところである。釧路広域連合の施設について



昨年行われた摩周湖への交通規制による実証実験



移住体験ツアー

改革を進めており、歳入の確保と同時に各種見直しを行うとともに、行政の効率化と少ない経費で最大の効果が得られるよう進めている。そうした中でも、町内の疲弊した経済の活性化を図るべく、農業や観光、商工業への支援と、環境対策やインフラ整備を中心とした公共投資を実施してきたところである。

来年度は2期目最後の年に当たるが、引き続き各方面の活性化策を図っていきたいと考えている。特に摩周湖を中心とした環境対策を推進し、観光資源の保護と適切な活用による長期滞在型観光を目指した取り組みを進めていきたい。

現在進めている移住対策については、地元企業と連携を図り、住宅建築資金の利子補給金の拡充と、移住準備のための短期滞在者への住宅の確保などに努めていきたい。農業分野については、現在進めている道営事業の推進を図り、経営の安定化と収量の確保に努め、併せて町内での地産地消を積極的に進めていきたい。

商工業については、空き店舗活用への支援や企業振興促進条例などの活用を図り、商店街の活性化に努めていきたい。今年度同様に各種施策を進めるとともに、特に少子化対策や弱者対策など福祉分野でもより温かい行政を目指し、町民ニーズも踏まえた上で町政執行に当たっていきたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。